

## 令和3年度 費用負担調整機関 事業計画

当機構は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下「法」という。）に基づく国の指定法人として、その役割を踏まえて、費用負担調整機関事業を展開する。

平成24年7月1日からの法施行によって、電気事業者は、再生可能エネルギー電気を一定の期間・価格で調達することが義務付けられるとともに、再生可能エネルギー電気の買い取り費用に充てるために、各電気事業者がそれぞれの電気使用者に対して、使用電力量に応じた賦課金を請求することが認められている。

当機構は、法に定められた費用負担調整業務として、①電気事業者からの納付金の徴収及びその管理、②電気事業者に対する交付金の交付、及び非化石証書（FIT電源）の発行など①、②に附帯する業務を実施することで、地域間で賦課金の負担に不均衡が生じないように調整を実施する。

令和3年度においても、当機構では、法施行の一翼を担い、確実かつ円滑に調整業務を遂行するため、関係者と緊密に連携しつつ、ガバナンス（内部統治）とコンプライアンス（法令遵守など内部統制）の徹底を基本として、下記に掲げる事業を実施する。

### 1. 調整業務の確実な実施

- (1) 法を正しく理解し、国が定める運用ルールに従って円滑な制度運営が為されるよう、適切な人材を配置する。また、研修等を通じて個人の業務遂行能力を高いレベルで平準化し、組織として、長期間に亘って業務を遂行できる能力を育成し、これを保持する。
- (2) 業務の基幹となる情報システムの安定運用に努めるとともに、所要のシステム改修を適宜実施し、円滑な制度運営環境を維持する。
- (3) 不測の事態に備え、B C P（事業継続計画）の訓練等を実施し、実効性を高める。
- (4) 情報セキュリティや、労務・業務面で抽出された課題に対する対応を実施し、総合的なリスク管理体制の構築を目指す。

## 2. 安全で円滑な資金管理の推進

- (1) 資金管理に関する細則等を整備し、それらに基づき調整業務を実施するとともに、業務管理・監視体制の強化を図る。
- (2) 自主的な業務点検により、業務実施・法令遵守を確実なものとする。
- (3) 会計士事務所による業務点検を実施するとともに、資金管理運用の専門家を配置し、会計・経理事務の確認を厳正に行う。

## 3. 安定した業務運営のための取組み

- (1) 業務の安定化を図るため、業務運用、情報処理システム運用の改善について柔軟に対応する。また、必要に応じて関連団体、関連事業者から意見聴取等を行い、調整業務の運営に反映させる。
- (2) より高い中立性確保のため、中長期的観点から組織体制のあり方を検討する。
- (3) 事業見通しや費用推移を適切に想定し、事業運営の効率化等による経費節減に努める。